

【第三種郵便物認可】

多重債務者支援 1.5億円脱税容疑

NPO元代表を告発

東京国税局

多重債務者の債務整理で得た手数料を一切申告せず、2011年までの3年間に約1億5千万円を脱税したとして、東京国税局がNPO法人「ライフエイド」（東京・台東、清算済み）の小林哲也元代表（48）を、所得税法違反（脱税）容疑で東京地検に告発したことが14日、分かった。複数の弁護士が名義貸しに協力していたとみられ、弁護士法違反に当たる可能性もある。

関係者によると、小林元代表は、主宰するNPO法人に相談に訪れた多重債務者を提携先の弁護士事務所に紹介する形を

弁護士複数、名義貸しか

取り、実際は弁護士の名義を使って自分らで債務整理を行っていた。その際の手数料は小林元代表が管理する口座に振り込ませ、09～11年の3年間に数千人の債務者から得た3億8千万円の利益を、すべて無申告だった疑いが持たれている。隠した所得は個人的な遊興費などに充てていた

ともようだ。関与した弁護士は7人いたとみられ、うち1人は日本経済新聞の取材に応じ「当時は経済的に苦しく、小林元代表の依頼に応じてしまった。深く反省している」と陳謝した。「最低限の指示、監督はしていた」と名義貸しは否定しているが、消費者金融業者からの過払い金の返還先として、弁護士名義の銀行口座を作

り、小林元代表らに管理させていたという。関係者や登記簿などによると、小林元代表は「ライフエイドのほか、「こくみん救済センター」「こくみん生活救済センター」

「アイリス」の計4団体で、多重債務者支援を掲げていた。小林元代表は取材に応じていない。弁護士法は、弁護士・司法書士以外の第三者が債務整理を行うことは非

法行為として認められていない。

非